いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信(令和元(2019)年5月1日号)

【今号の内容】

- ●「働き方改革推進支援センター」の御案内
- ●平成 31(2019)年度「男女生き活き企業」コンテストを実施します!
- ●健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員募集のお知らせ
- ●【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定 を支援します
- ●【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します
- ●「高度プロフェッショナル制度」について
- ●長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!
- ●働き方改革ガイドブック・好事例集を作成しました
- ●エクセル・ワード基礎編 平日コース (全6回)

「働き方改革推進支援センター」の御案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」が 47 都道府県に開設されています。

働き方改革推進支援センターでは、以下の4つの取 組を支援します。

- ・長時間労働の是正
- ・同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ・生産性向上による賃金引上げ
- 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

・働き方改革特設サイト(支援のご案内)

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/consultation/index.html

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html

県では、女性の活躍推進や働き方の見直しを通じて、誰もがいきいきと働ける環境づくりに積極的に取り組む企業等を、「男女生き活き企業」として認定する制度を実施しています。

また、認定企業を対象に、女性の活躍推進及び働き 方の見直し等に関する優れた特色ある取組を行ってい る企業等を募集し、企業規模別に表彰します。 ☆平成 31(2019)年度「男女生き活き企業」コンテスト の募集を開始しました。

- ・今年度の応募要領や様式は「とちぎウーマンナ ビ」に掲載しています。
- ・令和元(2019)年 12 月 13 日(金)に開催する「とちぎ 女性活躍応援フォーラム」で受賞企業の表彰式を実 施します。

みなさまの御応募をお待ちしています! 応募方法等の詳細はこちら (↓) を御覧ください。 http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=766

健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員募集のお知ら せ

健康長寿とちぎづくり推進県民会議とは、健康づくりに取り組む企業・事業所、団体、行政等で作る組織です。

会員は自身の取り組む健康づくり活動について県ホームページ「健康長寿とちぎWEB」から発信したり、従業員や県民の健康づくりに役立つメールマガジンを受け取ること等ができます。皆様ぜひ御参加ください!

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=93

【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定 取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します

県では、女性の活躍を推進するための助成金制度を 設けています。

具体的には、県内企業が外部コンサルタント事業者 の支援を受けて、①女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画の策定や②「えるぼし」認定取得をした場 合、その取組に要した経費の一部を助成します。

是非御活用ください!

1 支給対象

県内に本社又は主たる事業所を有する企業 ①については、常時雇用する従業員数が300人以下 の企業

②については、「えるぼし」を新規で取得した企業 が対象となります。

2 助成内容

外部コンサルタント事業者の支援経費の1/2 (1企業あたり25万円上限)

申込方法等の詳細はこちら(↓)をご覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou baizou project.html

【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成し

ます

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進 するため、従業員を研修に参加させる際の費用の一部 を助成しています。研修内容によっては、男性従業員 も対象となります。

1 支給対象

女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加 させる事業主

2 支給要件

・常時雇用する従業員数が300人以下

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を 作成しているか、または、申請年度中に策定 予定であることなど
- 3 支給条件
 - 1) 支給対象経費研修及び研修で使用する教材費
 - 2) 支給率 1/2
 - 3) 支給上限 18 万円/企業
 - ①教育機関へ従業員を派遣する場合 1人あたり6万円上限で助成
 - ②中小企業が自ら企画し研修を実施する場合 1企画あたり6万円上限で助成

申込方法等の詳細はこちら(↓)をご覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html

「高度プロフェッショナル制度」について

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の休日確保措置や健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労

働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜 の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

厚生労働省では、本制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成していますので、御覧ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

 高度プロフェッショナル制度 わかりやすい解説 https://www.mhlw.go.jp/content/000497408.pdf

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!

平成 31(2019)年4月から働き方改革関連法が順次施行され、大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されています。

働き方改革関連法により改正された労働時間等設定 改善法では、他の事業主との取引において、長時間労 働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行 わないよう配慮することが、事業主の努力義務となり ました。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

・厚生労働省要請文、リーフレット等

https://www.mhlw.go.jp/content/000487392.pdf

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

働き方改革ガイドブック・好事例集を作成しました

県では、県内企業・事業所における働き方改革を支援するために、「働き方改革ガイドブック・好事例集」を作成しました。

本ガイドブックでは、県内の労働環境の状況や働き 方改革の取組方法として、取組の進め方や多様な人材 が活躍できる職場環境づくりの取組事例等を紹介して います。是非御覧ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatakaikaku.html

エクセル・ワード基礎編 平日コース (全6回)

エクセルとワードを今よりもっと使いこなして、再 就職活動や社会活動への参画にチャレンジしましょ う!わかりやすいテキストと実習をふんだんに取り入 れたレッスン構成で、ベテランのパソコンインストラ クターが分かりやすく丁寧に指導します。 託児付き講座なので小さなお子さんのいる方も安心 です。

- 1 開催日 6/26 (水) ~28 (金)、7/3 (水) ~5 (金)
- 2 時間 10:00~12:00
- 3 会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター
- 4 対象 マウス操作と文字入力が可能な方
- 5 定員 20名
- 6 受講料 7,000円
- 7 申込締切 5/28(火)※定員を超えるお申込みの場合は、抽選となります。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.parti.jp/kouza/index_18.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、 お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ い。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎと ちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課 rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218 FAX 028-623-3225